

函館市立高等学校入学者選抜学力検査結果の簡易開示に
関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市立高等学校の入学者選抜に係る学力検査（以下「学力検査」という。）の結果について請求により行う簡易開示（以下「開示」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求をできる者)

第2条 学力検査の結果の開示を請求できる者は、学力検査を受けた者（以下「受検者」という。）とする。

(開示請求をできる事項)

第3条 開示を請求できる事項は、当該開示を請求する者の学力検査の合計得点および教科別得点とする。

(開示請求の方法等)

第4条 開示の請求は、入学願書を提出した函館市立の高等学校（以下「出願先高等学校」という。）に口頭とするものとする。

(開示請求の期間)

第5条 開示の請求は、学力検査の合格者の発表があった日の翌日から14日以内に行わなければならない。ただし、当該期間中の日曜日および休日においては、開示の請求をすることができない。

(開示請求者の確認)

第6条 出願先高等学校は、開示の請求があったときは、受検票または身分証明書等により、当該請求をした者が受検者本人であることを確認するものとする。

(開示を行う場所)

第7条 開示は、出願先高等学校で行うものとする。

(開示の方法)

第8条 出願先高等学校は、開示の請求があったときは、直ちに第3条に定める事項を開示しなければならない。

2 開示は、学力検査の結果が記録された一覧表の当該開示を請求した者に係る部分の閲覧によりするものとし、写しの交付は、行わない。

- 3 出願先高等学校は、前項の規定により開示する場合においては、他の受検者の学力検査の結果が記録された部分を見えないよう紙で覆うなどの配慮をしなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年度以後の学力検査について適用する。